

令和6年10月7日現在

生活支援サービス重要事項説明書

社会福祉法人 星風会
星風会サービス付き高齢者向け住宅
カーサ・ラ・ヴィーダ保木間

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	フリガナ シャカイフクシハウジン セイフウカイ	
	社会福祉法人 星風会	
事業者の所在地	〒328-0004	
	栃木県栃木市田村町928番地	
事業者の連絡先	電話番号	0282-27-3969
	FAX番号	0282-27-5408
	ホームページアドレス	http://www.sfk.or.jp/
事業者の代表者名	理事長 早川 武憲	

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	フリガナ シャカイフクシハウジン セイフウカイ		
	社会福祉法人 星風会		
事業主体の主たる事務所の所在地	〒328-0004		
	栃木県栃木市田村町928番地		
事業主体の連絡先	電話番号	0282-27-3969	
	FAX番号	0282-27-5408	
	ホームページアドレス	有	http://www.sfk.or.jp/
		無	
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	早川 武憲	
	職名	理事長	
事業主体が行っている主な事業等	特別養護老人ホーム、障害者支援施設、重症心身障害児施設、軽費老人ホーム、老人デイサービス、老人短期入所事業、(指定)障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、老人介護支援センター、認知症対応型老人共同生活援助事業、保育所、小規模多機能型居宅介護事業、介護老人保健施設、(老人)訪問看護ステーション、居宅介護支援事業、重症心身障害児(者)通園事業、日中一時支援事業、訪問リハビリテーション		

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	フリガナ セイフウカイサービスツキコウレイシヤムケジュウタク カーサ・ラ・ヴィーダ ホキマ	
	星風会サービス付き高齢者向け住宅 カーサ・ラ・ヴィーダ保木間	
住宅の所在地	〒121-0064	
	東京都足立区保木間5-16-12	
住宅の連絡先	電話番号	03-5851-2277
	FAX番号	03-5851-2297
	ホームページアドレス	http://www.sfk.or.jp/
住宅の管理者名	多田 千穂	
住宅の開設年月日	平成25年8月1日	
居住の契約方式	普通賃貸借契約	

6. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況				
窓口の名称	苦情相談対応窓口(カーサ・ラ・ヴィーダ保木間管理室)			
電話番号	03-5851-2277			
対応している時間	平日	9時	00分	～ 17時 30分
	土曜	時	分	～ 時 分
	日曜	時	分	～ 時 分
	祝日	時	分	～ 時 分
定休日	土、日、祝日及び12月30日から1月3日			
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応				
具体的な対応	事業者は、生活支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。			
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況				
1 ☒ あり	実施日	意見箱を設置しているほか、口頭による場合は「ご要望情報」に記載しています。		
	結果の開示	1 ☒ あり 2 なし		
2 ☐ なし				

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
外出及び帰宅時には、管理室へ声をかけていただきます。また、長期の外泊時は管理人へご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
浴室	入浴介助サービスを受ける場合は、共用浴室の利用時間を事前にお知らせ下さい。
共用キッチン	共用キッチンの利用希望については、事前にお知らせ下さい。

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
入居者は、事業者に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。		
契約解約時の連絡先	名称	カーサ・ラ・ヴィーダ保木間管理室
	電話番号	03-5851-2277
事業者からの解除		
1 事業者が、入居者の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼすおそれがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。 ①一定の観察期間をおくこと。 ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。 ③契約解除の通告について1か月の予告期間をおくこと。 ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。 3 事業者は、入居者が正当な理由なく事業者に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において入居者に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。		

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
☒ 有	無 (東京海上日動火災保険株式会社)

説明年月日

令和 年 月 日

様に対して、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名	社会福祉法人 星風会	
所在地	栃木県栃木市田村町928番地	
代表者名	理事長 早 川 武 憲	印
説明者氏名	多田 千穂	印

私は上記事業者から、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名		印
----	--	---